

沖縄市潮乃森大花火実施業務委託（令和8年度）
概要仕様書

1. 業務名称 沖縄市潮乃森大花火実施業務委託（令和8年度）
2. 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年2月26日（金）
3. 業務場所 沖縄県総合運動公園および周辺地域

4. 業務目的

東部海浜開発事業（潮乃森地区）は、スポーツコンベンション拠点の形成をコンセプトとし、全長約900mの県内最大級の人工ビーチを活かしたビーチフロント観光拠点を創出するために行っている事業である。

本業務は、東部地域11自治会の交流イベント「沖縄市東部まつり（以下、「まつり」という。）」に花火の打ち揚げを通して、沖縄市東部海浜開発事業（潮乃森地区）の認知度や機運を高めることを目的としている。

5. 業務内容

本業務は、以下の内容を基本とするが、公募型プロポーザルにおいて提案された内容を基に、発注者と契約候補者との協議により、概要仕様書を加筆修正し業務仕様書を作成する。

なお、受託者は協議により作成された業務仕様書に基づき本業務を実施すること。

(1) 安全対策および交通対策・雑踏警備

① 警備計画書の作成および提出

警備計画については、東部まつり実行委員会および警察等関係機関と調整の後、当日の状況等を十分に分析・検討した上で計画書を作成し、発注者に提出すること。

② 安全対策

ア 煙火の種類に応じて沖縄県が規定する保安距離以上で、かつ消費する煙火が観客に及ぼす危害を考慮した保安距離を確保した安全対策を講じること。なお、保安距離の確保については、適宜立入規制区域を設定し、関係者以外の者が立ち入らないよう別紙1および表1を基本とし、所定箇所へ警戒要員および警戒船を配置し安全確保に努めること。

※別紙1「煙火保安警備配置図」および表1に掲げる配置要員等は、必要最低限を明記しているものであり、それ以上の提案事項を妨げるものではない。

(表 1)

日程	時間	配置要員
打ち揚げ前日	9:00～24:00	陸上警戒要員 6名
花火当日	0:00～22:00	陸上警戒要員 8名
	15:00～20:30	海上警戒船 1隻(船長1名、警戒員1名)

イ 花火当日の風向風速に応じて警戒範囲を臨機応変に対応させるとともに、その都度、観客への注意喚起を実施すること。

ウ 花火打ち揚げ箇所周辺には、様々な公園施設が立地していることから、防火対策として十分な散水を実施すること。

③ 交通対策・雑踏警備

ア 花火打ち揚げは、地域住民の理解がなければ実施できないイベントであるため、花火観覧に伴う違法駐車、交通渋滞の発生が起きないように別紙2および表2を基本とし、万全の対策を講じること。

※別紙2「交通対策・雑踏警備配置図」および表2に掲げる配置要員等は、必要最低限を明記しているものであり、それ以上の提案事項を妨げるものではない。

(表 2)

日程	時間	配置要員	人数	配置場所 等
花火当日	13:00 ～ 22:00	路上駐車対策	4名	北中城村美崎地区入口
	17:00 ～ 22:00	交通誘導・雑踏警備	45名	県道・市道
		路上駐車対策	4名	北中城村美崎地区
		遊撃隊	7名	20時より3名は、オキナワグランメールリゾートホテル周辺を巡回
		警備対策本部	1名	各配置要員および消防・警察との連携
その他、必要な資機材（設置から撤去片付けまでを受託者で行うこと） <ul style="list-style-type: none"> ・無線機、誘導灯、看板 等 ・カラーコーン（1,500個） ・警備本部設営（テント1張、机1、椅子3脚） 				

イ 周辺道路において、渋滞・違法駐車等が懸念される箇所においては、看板やカラーコーンの設置、警備員を配置するとともに、地域住民への協力文書の配布を行うこと。なお、協力文書への記載内容は、発注者と事前に調整を行うこと。

ウ 周辺道路において、歩行者の安全確保が必要と見込まれる箇所においては、看板やカラーコーンを設置するとともに、警備員を配置し歩行者を優先した誘導を実施すること。

- エ 警備業法に基づき警備計画の策定段階において設定される雑踏警備区域ごとに、班長として雑踏警備 2 級有資格者を従事させること。また、同法に基づき警備全体の統括管理者には、雑踏警備 1 級有資格者を従事させること。
- オ 交通対策において、交通誘導資格者が必要とされる場所には、交通誘導 2 級有資格者を適正に配置すること。

(2) 花火打ち揚げ

① 企画・演出の提案

- ア 花火の数量は、1000 発以内とする。
- イ 開催日は、まつり開催日（令和 8 年 10 月 18 日予定）とする。なお、開催日が荒天等により打揚げ不可と判断した場合は中止とする。（延期は行わない）
- ウ 花火打ち揚げ場所は、別紙 3「花火打上位置図」を基本とするが、それ以上の提案事項を妨げるものではない。但し、提案事項に対し施設管理者の了承が得られず数量減等が生じた場合は、減額の対象とする。

② 関係機関との調整および各種申請手続き（手数料等は提案金額に含めること）

③ 機材の準備から撤収まで受託者の責任において実施すること。

④ 当日および翌日の清掃作業（10 名程度）

翌日のキャンプ場の清掃は午前 9 時までには清掃完了できる提案とすること。

⑤ 環境配慮への取組

本市は、ゼロカーボンシティ宣言をしていることから、当該業務においても環境保全や二酸化炭素（CO₂）の排出を抑える取り組みを実施すること。なお、どうしても削減できない CO₂ 排出量については、カーボン・オフセットを実施すること。

(3) 事業者からの提案を求める事項

① 市の取り組み周知をより高める提案事項

提案上限額の範囲内において、東部海浜開発にかかる当市の取り組みに対する認知度の向上や東部海浜開発事業の機運醸成につながる手法について、まつり当日の活動に限らない、受注者の自由な提案を求める。

なお、提案に当たっては、提案に至った背景や理由や提案実現に向けた具体的手法などを、簡易な表現で企画提案書に記載すること。

〈主な取り組み〉

- ・潮乃森ビーチフェスタ
- ・沖縄市潮乃森大花火
- ・比屋根湿地、泡瀬海岸清掃
- ・環境利用学習

詳細は以下の市ホームページ内「東部海浜開発計画（潮乃森）」を参照すること

URL :

<https://www.city.okinawa.okinawa.jp/k043/chiikikankyou/tochikaihatsu/706/index.html>

6. 市との調整

(1)受託者は次の書類を遅滞なく提出すること。

着手届、業務責任者届、工程表、業務完成届、引渡書、その他市担当者が指示する書類

(2)業務を遂行するにあたり市との調整を行う責任者を明らかにし、適宜、進捗報告を行うこと。なお、少なくとも以下のタイミングにおいては、対面による調整会議を実施すること。

①初回

②まつり実行委員会との調整結果報告

③施設管理者との調整結果報告

④近隣自治会調整前

⑤警備計画書の確認

⑥業務完了時の報告

7. 業務報告書および成果物等

本業務完了時には、下記に示す成果物を提出し、検査を受けるものとする。

①業務報告書（紙一部およびデータ一式）

※画像等も掲載することで「5. 業務内容」の履行が証明できるものとする。

②精算根拠書類（紙一部およびスキャンデータ一式）

※請求書、領収書、明細書等証票の写しとすること。

③その他本業務で収集および作成した資料

※データは、メディアに保存し提出すること。

8. 花火打ち揚げを中止した場合の取扱い

(1)市が花火打ち揚げの中止を決定し、連絡をした場合においては、契約金額の総額の100%の範囲内で、市は、受託者と協議して取り決めた金額を支払うものとする。

(2)花火打ち揚げに伴う施設使用料については、当該施設の利用率に関する規程、または施設管理者との協議により決定した額を支払う。

9. 保険の加入に関すること

(1)労働災害保険に加入し、労働安全衛生に関する法令を遵守すること。

(2)賠償責任保険に加入し、対人賠償、対物賠償の損害賠償能力を有すること。（書面にて提示。）

10. 留意事項

(1)まつりと花火実施が同日となることから、まつり実行委員会と綿密な連携を取り、不測の事態に対応できる体制を構築するとともに、責任の所在が明確となるよう留意すること。

- (2) 受託者は、荒天等により花火打上が中止となった場合であっても、これまでの実績報告が可能となるよう必要な準備を講じておくこと。
- (3) 受託者は、本業務に必要な十分な知識と経験を有する専任の担当者を配置すること。
- (4) 受託者選定後、本市と協議の上、業務の詳細について定めた仕様書を別途作成し契約締結行うが、その業務内容については企画提案内容のすべてを実施するものではない。
- (5) 受託者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、個人情報保護法の順守を徹底すること。
- (6) 業務完了後、受託者の責めに帰すべき理由による不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正や補修、その他必要な措置を行うものとし、これに係る費用は受託者の負担とする。
- (7) 仕様書に記載のない事項や疑義が生じた場合は、別途協議することとする。

別紙 1 煙火保安警備配置図 (案) ※打ち揚げ場所は別紙 3 を参照

①打揚げ日前日 9:00~24:00 陸上警戒要員 6名



②打揚げ日当日 0:00~22:00 陸上警戒要員 8名
15:00~20:30 海上警戒船 1隻 (船長 1名、警戒員 1名)



別紙2 交通対策・雑踏警備配置図（案）



警備人数

● 警備員 45 名

● 美崎地区路上駐車対策班 8 名

● 遊撃隊 7 名

（オキナワグランメールリゾートホテル周辺巡回 3 名含む）

警備対策本部 1 名

計 61 名

※本配置要員等は、必要最低限を明記しているものであり、それ以上の提案事項を妨げるものではない。

別紙3 花火打揚げ位置図(案)

※三か所打ち揚げを想定(それ以上の提案事項を妨げるものではない)



A地点



B地点



C地点

